

★令和7年度改正 103万円の壁と基礎控除・給与所得控除

令和7年度の税制改正において、いわゆる「103万円の壁」を引き上げるためにいくつかの対応が行われました。今回は納税義務者本人に所得税が課せられるかどうかの「103万円の壁」に関わる基礎控除と給与所得控除の改正についてご案内します。（若林茂）

◎103万円の壁はどうなるのか

今回の改正により原則として基礎控除58万円（48万円から10万円増）、給与所得控除65万円（55万円から10万円増）の合計で123万円となりました。

他の者の扶養に入れるかどうかを考慮しなければ、その本人の所得税の課税最低限は160万円（基礎控除95万円+給与所得控除65万円）となりました。

◎基礎控除の改正と特例

合計所得金額	控除額	
	改正前	改正後
2,350万円以下	48万円	(58万円)
2,350万円超2,400万円以下		48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

（左図）のように改正後は58万円に引き上げられた部分は、さらに（下図）特例として所得に応じて基礎控除額が加算されます。

ただし（下図）②～④の加算は令和7年分及び令和8年分の2年間限定とされています。

改正後	特例（②～④はR7.R8の2年間限定）			
	合計所得金額	（給与収入だと）	加算額	加算後の控除額
58万円	①132万円以下	200万円相当以下	+37万円	95万円
	②132万円超336万円以下	200万円相当～475万円相当以下	+30万円	88万円
	③336万円超489万円以下	475万円相当～665万円相当以下	+10万円	68万円
	④489万円超655万円以下	665万円相当～850万円相当以下	+5万円	63万円

◎給与所得控除の改正

給与等の収入金額	控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円	
（以降改正ナシ）		

給与所得控除は最低控除額を10万円引き上げ65万円とし、その結果、給与等の収入金額が190万円以下までが65万円の控除となりました。

◎まとめ

配偶者控除・扶養控除に係る合計所得金額の要件も48万円から58万円に引き上げられたため、他の者の扶養等に入るための壁も123万円（65万円+58万円）までとなりました。

また、学生等（19歳以上23歳未満）が63万円の控除を満額受けるための合計所得金額の要件は85万円以下となり、壁は150万円（65万円+85万円）までとなりました（特定親族特別控除）。

なお、住民税の基礎控除は改正がなく33万円のままで、社会保険の被保険者となる年収の壁も現状では106万円が変わりありません。